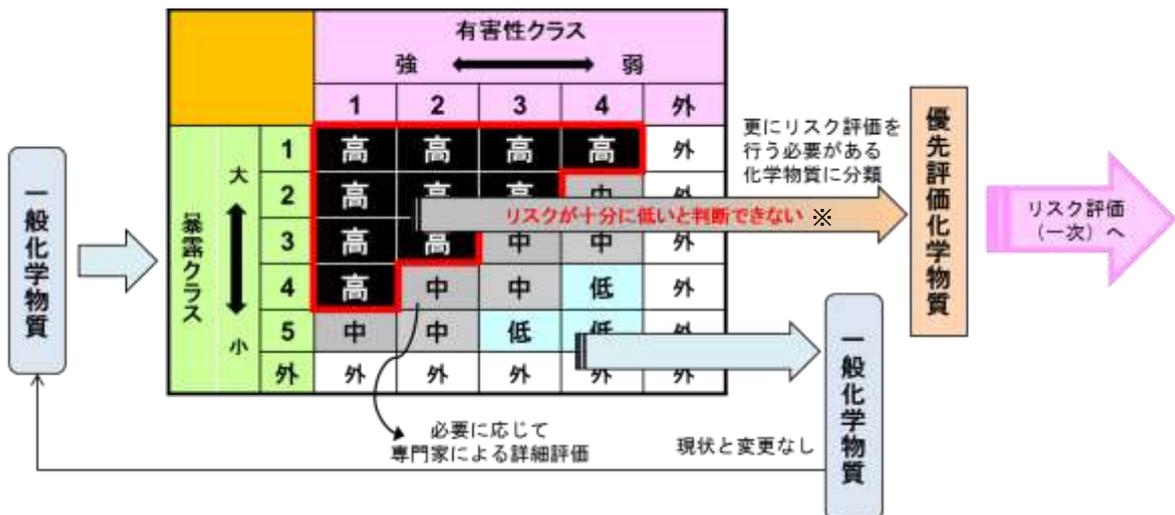


令和6年度スクリーニング評価の進め方及び評価結果（案）

1. スクリーニング評価について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）では、既存化学物質を含む一般化学物質等を対象にスクリーニング評価を実施してリスクが十分に低いと判断できない化学物質を絞り込み、それらを優先評価化学物質に指定した上で、リスク評価を行うこととしている。

スクリーニング評価については、リスク評価手法を取り入れる法改正を行った平成21年度の翌年度から毎年度実施しており、基本的には、有害性クラスと暴露クラスのマトリックス（以下「優先度マトリックス」という。）において有害性及び暴露の程度が大きく優先度が「高」に区分される物質や、優先度が「中」に区分される物質のうち、専門家による詳細評価に基づき必要性が認められた物質について、優先評価化学物質として指定することとしている¹。



※過去に優先評価化学物質の指定の取消がなされた物質については、別途、評価を実施する

図1 スクリーニング評価のイメージ

有害性クラスは、化審法において着目している長期毒性に係る有害性情報について、「化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について【改訂第2版】²」、「化審法における生態影響に関する有害性データの信頼

¹ スクリーニング評価の実施状況

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_index.html

² 化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について【改訂第2版】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/reliability_criteria03.pdf

22 性評価等について³」に記載された情報源から情報収集及び信頼性の確認を行い、
23 「化審法におけるスクリーニング評価手法について【改訂第3版】⁴」に基づき
24 付与している。

25 暴露クラスは、化審法に基づき、事業者等から届出のあった製造・輸入・出荷
26 数量及び用途分類並びにスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国
27 合計排出量に、分解性を加味して付与している。
28

29 **2. 今回のスクリーニング評価の実施対象**

30 今回のスクリーニング評価は、令和4年度実績の製造・輸入数量の届出におい
31 て、製造・輸入数量が10t超であった一般化学物質等を対象とし、可能な範囲で
32 化学物質ごとに評価を行うことを原則とする⁵。また、公示前の判定済み新規化
33 学物質についても、一般化学物質と同様、令和4年度実績の製造・輸入数量の届
34 出において、製造・輸入数量が10t超であった物質を評価の対象とする⁶。
35

36 **3. 今回のスクリーニング評価の基本方針**

37 今回のスクリーニング評価においては、以下の方針に基づき実施する。
38 (1) 有害性クラスの付与については、基本的に暴露クラス1～4の物質につい
39 て、暴露量が大きい物質等から優先的に付与する。
40 (2) 暴露クラス5又は外の物質については、暴露クラスの付与をもってスクリ
41 ーニング評価を実施したこととする（専門家による詳細評価実施対象の
42 物質や情報が得られている物質については評価を実施）。
43

³ 化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/reliability_criteria04.pdf

⁴ 化審法におけるスクリーニング評価手法について【改訂第3版】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening.pdf

⁵ 基本的にはCAS登録番号ごとに評価を行う。製造・輸入数量等の届出の記載等において国がCAS登録番号と関連づけられない物質等においては官報公示整理番号(MITI番号)ベースで評価を実施する。また、省令改正により、実際に製造・輸入されている構造が把握できる書類等を必要に応じて届出への添付を求めることができるようになったことから、それを基に、構造情報を分析し、構造や組成が不明であった物質のスクリーニング評価単位を順次設定している。具体的には、MITI番号ベースでの評価単位を実際に製造・輸入されている構造の範囲に絞る、構造に重なりのある異なるCAS登録番号を1つの単位とする、塩など、これまで複数のMITI番号で届出られていたことにより1つの物質が複数の単位に分かれていたものを塩として1つの評価単位とする等を行っている。

⁶ ただし、公示前の新規化学物質のうち、良分解性の物質については、有害性情報を取得していないことから、評価の対象としていない。また、高分子フロッスキームにより白判定相当(法第4条第1項第5号の判定)を受けた高分子の物質のうち、届出不要に該当する物質については、評価対象外とする。

4. 今回のスクリーニング評価の結果

すべての評価対象物質について、暴露クラスを付与し、人健康影響にかかる暴露クラスが1～5の物質について、資料1～2にまとめた。さらに、有害性クラスを付与している物質については、今年度の暴露クラスを踏まえ優先度を付与した。その結果は資料1～3（人健康）及び資料1～4（生態）のとおり。

また、優先度「中」に区分される物質から専門家による詳細評価が必要な物質の選定を行った。（詳細は資料2参照）

優先評価化学物質指定の取消がなされた物質については、資料3のとおりスクリーニング評価を行った。

なお、今回の評価物質の内訳は表2のとおり。

表2 令和4年度実績に基づく評価物質数

評価対象物質		
評価物質（製造輸入数量が10t超）	7,840物質	
用途別出荷量に基づく暴露クラス	人健康	生態
暴露クラス1	9物質	3物質
暴露クラス2	63物質	40物質
暴露クラス3	209物質	104物質
暴露クラス4	582物質	368物質
暴露クラス5	1,259物質	891物質
暴露クラス外	5,718物質	6,434物質
【参考】評価対象外物質（製造輸入数量が10t以下）		
評価対象外物質（製造輸入数量が10t以下）	4,554物質	

以上の評価の結果、優先評価化学物質として指定することとした物質を別添にまとめた。なお、物質数については表3のとおり。

表3 優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質数

	人健康	生態
優先度「高」物質	0物質	2物質
優先度「中」からの選定物質	0物質	0物質
計	0物質	2物質

5. 今後の方針

○ 今回の審議結果を踏まえて、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた化学物質については、優先評価化学物質に指定する。

65 これらについては、指定された翌年度以降、優先評価化学物質の製造・輸入数量等の届出の対象となる。
66

67 ○ その際、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られたものについて、その範囲が他の優先評価化学物質と重複している場合や、
68 その取り扱い実態を踏まえるとより適切な評価単位があると考えられる場合
69 等については、今回のスクリーニング評価で用いた名称及び範囲にこだわらず、より広い範囲となる場合も含めて、より適切な優先評価化学物質の名称及び
70 範囲となるよう別途検討することとする。また、優先評価化学物質として指定した後であっても今後のリスク評価の実施を進める際には必要に応じて同様の検討を行う。
71
72
73
74

75 ○ また、次年度以降のスクリーニング評価についても、引き続き、暴露クラス、有害性クラスが高いものに注力して進める。加えて、構造や組成が不明な物質のスクリーニング評価単位についても、引き続き、順次設定していく。
76
77
78

80 優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質一覧（案）

資料名称	評価単位		スクリーニング評価結果		
		名称	優先度	暴露 クラス	有害性 クラス
【資料1-4】 生態影響に関する 優先度付与結果	【CAS登録番号】 9004-96-0	α -ヒドロ- ω -（オレオイルオキシ）ポリ（オキシエチレン）	高	4	1
【資料3】 優先評価化学物質 指定の取消がなされ た物質のスクリー ニング評価結果 （案）	【優先評価化学物 質時の通し番号】 142	チオシアン酸銅（I）	高	4	1